

KG-NET・関西圏地盤研究会

(KG-R: Kansai Geo-informatics Research Committee)

規 約

平成 17 年 4 月 1 日

関西圏地盤研究会 規約

平成 17 年 4 月 1 日制定

(名 称)

第 1 条 この研究会は、関西圏地盤研究会（以下、「研究会」という）と称す。また、英語名は Kansai Geo-informatics Research Committee とし、略称を KG-R とする。

(目 的)

第 2 条 研究会は、関西圏地盤情報ネットワーク（以下、「KG-NET」という）を形成する組織の一つとして、関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）及び関西圏地盤 DB 運営機構（以下、「KG-A」という）と協力し、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を“関西圏の財産”と位置づけ、関西圏における地盤情報活用の更なる発展を担うため、次の役割を果たすことを目的とする。

- ・データベースの活用による地域地盤特性の調査および研究

(活 動)

第 3 条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) データベースによる調査および研究
 - ・地域地盤特性の調査・研究
 - ・諸機関の利用対象地下における地盤特性の検討
 - ・諸機関の要請による調査・研究
- (2) その他、研究会の目的を達成するために必要な活動

2 研究会は、KG-C 学識構成員（以下、「学識員」という）が主催する。

3 研究成果は、講習会の開催、書籍出版等により広く一般に公表する。

(会 員)

第 4 条 研究会の研究会員（以下、「会員」という）は、次の 3 種とする。

- (1) 学識委員 … 学識員及び研究会が委嘱する学識経験者
- (2) KG-C 研究会員 … KG-C 構成員で研究会に参加を希望するもの
- (3) KG-A 研究会員 … KG-A の一般利用会員で研究会に参加を希望するもの

(入会および退会)

第 5 条 入会を希望するものは、入会申込書を研究会に提出しなければならない。

2 会員は、次の場合に研究会を退会する。

- (1) 会員である法人・組織が解散したとき
- (2) 会員が書面をもって委員長に退会の届出をしたとき

(役 員)

第6条 研究会には、会の円滑な運営を計るために次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

- 2 委員長は、KG-C 副会長の学識員が務める。副委員長は、委員長が学識員より選任する。
- 3 研究会の長は、委員長が務める。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときにはその職務を代行する。

(研究企画部会)

第7条 研究会活動の統制機関として、研究企画部会（以下、「企画部会」という）を置く。

- 2 企画部会は、学識員及び委員長が選任する会員で構成する。
- 3 企画部会は、年1回以上開催する。開催時期は委員長が必要と認めたときとする。
- 4 企画部会の議事は、出席者の総意をもって決定する。
- 5 企画部会は、会員に活動計画、収支状況等を報告する。

(収 支)

第8条 研究会の収入は研究会費及び特別研究費等とし、支出は研究活動に関わる経費とする。

- 2 KG-A 研究会員は、研究会費を毎年度負担する。会費額は、年15万円とする。
- 3 研究会の収支は単年度決算とし、余剰金の繰越は研究計画に基づくものとする。
- 4 収支決算の監査は、企画部会にて行う。

(会計年度)

第9条 研究会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改定)

第10条 研究会の規約を改定しようとする時は、企画部会の総意をもって決議し、KG-C の了承を得なければならない。

(解 散)

第11条 研究会を解散する場合は、企画部会の総意をもって決議し、KG-C の了承を得なければならない。

(事務局)

第12条 研究会の事務局は、財団法人 地域 地盤 環境 研究所に置く。

- 2 事務局は、研究会の運営実務を担当する。

(付 則)

この規約は、関西圏地盤情報の活用協議会が承認し、KG-NET が活動を開始する日から施行する。

関西圏地盤研究会 旅費・謝金等支給要領

(適用)

第1条 関西圏地盤研究会の旅費、交通費、執筆料および謝金等の支給については、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用語の定義は以下に定めるところによる。また、旅費、交通費の支払いは学識委員等を対象とする。

- (1) 旅 費：片道 100km 以上の旅行に対し支給する費用をいう。
- (2) 交通費：片道 100km 未満の旅行に対し支給する費用をいう。

(旅費の算定)

第3条 旅費は通常の経路でもっとも経済的な方法により算定する。

- 2 旅費の算定は実費（特急指定座席）を基準とし、勤務地からの起算とする。

(交通費の算定)

第4条 交通費の算定は次の通りとする。

(項 目)	(支給額)
・ 勤務地と旅行目的地が同じ市内の場合	1,000 円
・ 勤務地と旅行目的地が異なる市の場合	2,000 円

(執筆料の算定)

第5条 執筆料（校正を含む）は刷り上がり 1 ページにつき 2000 円以内とする。

(謝 金)

第6条 講師並びに司会者等に対する謝金は次の通りとする。

(区 分)	(謝金額)
・ 外来特別講師	15,000 円
・ 講習会の講師	10,000 円
・ 討論会の司会等	3,000 円

(付 則)

この要領は、関西圏地盤研究会が活動を開始する日から適用する。